

平成26年3月25日

前橋市長 山本 龍 様

前橋市男女共同参画審議会
会長 斎藤 周

第四次前橋市男女共同参画基本計画について（答申）

平成25年7月5日付け諮問第8号により諮問を受けました第四次前橋市男女共同参画基本計画について、慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

記

前橋市は、2003年3月に、群馬県内の自治体のトップを切って「まえばし男女共同参画推進条例」を制定しました。この条例は、市長が「男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に実施するための基本計画」を定めることを規定しています（第9条）。男女共同参画社会基本法においては、市町村の基本計画策定は努力義務であって策定しなければならないものではありません。この努力義務を進んで果たすこととした前橋市の姿勢は、高く評価することができます。

前橋市では、条例制定の5年前の1998年に女性行動計画「まえばし Wind プラン21」を策定した実績がすでにありました。この「まえばし Wind プラン21」を引き継ぎ発展させたものとして、なおかつ条例に基づくものとしては最初の基本計画として、2004年3月に「まえばし Wind プラン2004」が策定されました。そして、その5年後の2009年3月には「まえばし Wind プラン2009」が策定され、今日に至っています。

次期の基本計画は、これまでの三次にわたる計画の成果を引き継ぎ、前橋市における男女共同参画の歩みと現状を踏まえて、将来に向けて新たな展望を切り開く役割を担っています。

そこで本審議会では、次期計画案について、①国・県の動向を適切に踏まえたものになっているか、②前橋市の男女共同参画に関する現状と課題が的確に把握されているか、③把握した課題を解決するために必要な施策が立案されているか、④市民にわかりやすい内容となっているか、などの視点で審議を行いました。

その結果、次期計画案は、基本的事項（計画の名称、期間、策定体制など）、現状の把握、計画の構成と体系、施策の内容、推進体制など、計画全体について、概ね適切なものとなっていると評価いたします。

男女共同参画社会基本法制定から15年、まえばし男女共同参画推進条例制定から11年がたち、市民意識調査（2012年実施）において「男は仕事、女は家庭」という考え方に「反対」または「どちらかといえば反対」と回答した方が合わせて54.5%と半数を超えたように、固定的な性別役割分担意識の解消に向けて改善がみられます。しかしながら、実態に目を向けると、男女間の格差は労働の場（賃金水準、勤続年数、管理職数など）でも地域（自治会長数、PTA会長数など）でも根強く残り、女性差別の解消にはほど遠いのが現状です。このような現状を変えるために、前橋市が、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現」（基本法前文）ないしは「市民一人ひとりが、お互いを大切に、性別にかかわらず、個性を輝やかせて生き生きと暮らすことができる社会の実現」（条例前文）を目指して、「21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」（基本法前文）である男女共同参画を積極的に推進することを強く望みます。

男女共同参画を積極的に推進するためには、推進体制の整備が必要不可欠です。まず、男女共同参画室を、現在の市民部から、例えば政策部のような市政全般に関わる方針を立案する部に位置づけ直すことが適切です。男女共同参画は行政にとって各論的課題の一つではなく総論的課題なのであり、男女共同参画室にはそれに相応しい位置づけを与える必要があります。国が男女共同参画局を内閣府に設置していることを見習うべきです。また、男女共同参画室の仕事の重要性に見合った人員増が必要です。個々の施策に力を入れるのと同時に、推進体制をより強力にしてこそ、前橋市における男女共同参画が前進するもの

と考えます。さらに、男女共同参画に関連する多種多様な施策を充実した内容で推進できるよう、予算を十分に確保することが求められます。

なお、本計画の施策事業の推進にあたっては、本審議会の男女共同参画推進施策実施状況に関する答申の意見・要望を真摯に受け止めていただくこと、次期計画が掲げる基本目標の施策について下記事項に十分留意されることを要望いたします。

基本目標Ⅰ「一人ひとりが尊重される まえばし」に関わる施策について

1 人権尊重・男女平等意識の向上

(1) 固定的な性別役割分担意識の解消に向けた市民への働きかけ

「男女共同参画」とは、ジェンダーに敏感な視点に立って、性別による差別のない平等な社会をつくることです。「男は仕事、女は家庭」というような性別役割分担の決めつけ・押しつけをなくしてこそ、性別にかかわらず個性・能力を發揮できる「男女共同参画社会」が実現します。

市民意識調査によると、「男女共同参画社会」という語を見たり聞いたりしたことがあるという回答者は50.9%にとどまり、「ジェンダー」という語については24.0%に過ぎません。「男女共同参画社会」という語を見聞きしたことのある市民でも、その意味を理解している方は必ずしも多くないものと推測できます。このような現状においては、市民の間に、人は性別にかかわらず自分のライフスタイルを自由に決めていいという認識を広げることが必要です。

市がそのためにできることは、広報活動や学習機会の提供です。市の男女共同参画広報誌「新樹」は、市民の編集委員が中心となって毎号充実した内容で発行されています。これまで回覧を基本としていましたが、2013年度には発行回数は減らしたものはじめて全戸配布が実現しました。今後は、従来と同様に年2回発行し、なおかつ全戸配布することが望まれます。

(2) 家庭・学校・地域における男女平等教育・学習の推進

講座、セミナーなど、市民への学習機会の提供にあたっては、参加者数を増やすことも大切ですが、その先を考える必要があります。例えば、参加した市民が学んだことを生活につなげられるように振り返りの機会を提供することで、講座、セミナー等の有効性が高まるでしょう。

保育士・教員等の研修にあたっては、それらの方たちが子どもにジェンダーバイアスを植え付けることのないようにすること、そして子どもをジェンダーバイアスから自由にすることができるようにすることを、研修目的として明確化することが必要です。

(3) 国際理解と協調

日本における男女共同参画は、国際連合による女性差別撤廃条約の採択のような国際的な動きに支えられながら進んできています。前橋市も、国際社会や他国の取り組みに学びながら男女共同参画を推進することが適切です。

外国籍の住民に対しては、男女共同参画の視点に立った生活支援が必要です。

2 互いの性を尊重する社会づくり

(4) 生涯を通じた健康づくりへの支援

男女共同参画社会の実現のためには、男性も女性も、互いの性を理解し尊重することが重要です。

そのためには、若い頃から、発達段階に応じた、心の教育・性教育が必要です。子どもたちに対し、正しい知識はもちろんですが、性関係においても互いを尊重するという考え方が基本となることを伝えることが重要です。

また、年代に応じた女性特有の健康問題については、市民への情報提供や支援が必要です。現在は低率の子宮頸がんや乳がんの検診受診率が向上するような取り組みを継続・強化することが求められます。

認知度の低いリプロダクティブ・ヘルス/ライツについては、「女性特有の健康上の問題にかかわる支援を行うとともに、女性が〈産む役割〉を押しつけられることなく主体性をもって生きていける社会をつくる」というその意味と重要性を、市民に情報提供していく必要があります。若い世代にも、性教育の

一環として、学校教育と社会教育の場で進めていくべきです。なお、妊産婦へのサポート、子育てへのサポートもこの問題に関係しています。社会からのサポートが不足していると、産みたい気持ちのある女性でも産むことを断念してしまうことがあるからです。

(5) 配偶者等からの暴力の防止・被害者の保護・自立支援（前橋市DV防止基本計画）

主な施策(5)は、前橋市DV防止基本計画として位置づけられました。前橋市には、DV被害者にとって最も身近な行政主体として重要な役割を担うことが強く期待されていますので、相談員の増員、資質の向上、各関係部署・機関との連携の強化により、支援体制を充実させる必要があります。また、相談窓口の周知方法をさらに工夫して認知度を上げ、被害者が相談する機会を逃さないようにすることも必要です。

市に被害者支援の中心となる配偶者暴力相談支援センターを設置することは、身近な場所でのワンストップ支援、潜在化する被害者の早期発見、その他支援業務の充実につながります。検討・整備すべきことが多い施策であり、早急の取組みを求めます。

女性の防御力の向上については、以前から実施しているセルフディフェンスセミナーや女性に対する情報提供を行って、安全確保の方法を習得する機会を増やすことが必要です。

デートDVに関しては、特に被害経験が多い若い世代に対し、重大な人権侵害であること、そして相談窓口があることの周知が必要です。

(6) 女性に対する暴力の根絶

DV、性犯罪、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為など女性に対する暴力という問題の存在、それが重大な人権侵害であることを、より広く周知するため、継続的な取り組みが必要です。

セクシュアル・ハラスメント相談事業については、被害者が相談しやすい体制づくりと相談窓口の周知が必要です。

インターネット等の情報メディアには、性や暴力表現が氾濫しています。こ

れら有害環境から青少年を守る活動を継続していく必要があります。また、インターネット等をきっかけに性犯罪等の被害を受けたり、場合によっては加害者となるケースもあります。インターネット利用の多い若い世代に対しては、情報の信憑性を見極めることの重要性のほか、情報メディアを利用する際には他者を尊重する意識を持つことが大切であることを伝えていくべきです。

3 政策・方針決定の場への女性の参画推進

(7) 方針決定の場における女性の登用促進

男性と女性が対等な構成員として、政策・方針決定過程に参画することは、男女共同参画社会の重要な柱ですが、未だにその参画は不十分です。

2013年度、前橋市の審議会等における女性委員の割合は23.5%に過ぎませんし、女性がいない審議会の割合は2013年度に0とするのが目標でしたが20.2%もあります。毎回、答申で述べていますが、選任にあたっては、慣例的な充て職、専門性、役職歴、団体所属の有無にこだわらず、幅広く人選できるよう、選任基準や選任方法等の抜本的見直しが不可欠です。

市職員の女性管理職割合は、2013年度は13.05%と大きな変化はみられず、県内他市と比べても十分な水準とはいえません。この状態を大きく改善することができれば、市が民間事業者に男女共同参画を働きかける上での説得力も高まるでしょう。女性職員が管理職になりたがらないという見方もありますが、なりたがらないとすればその原因と考えられる労働環境（長時間労働などの管理職への過剰負担）を見直すことも必要です。特に教員の女性管理職の少なさは、責任のある立場は男性でないと任せられない、といった性別による固定的役割分担意識を、子どもたちに植え付けるおそれがありますから、早急な是正が必要です。

(8) 女性リーダーの発掘・育成・活用

方針決定過程への女性の参画をすすめるためには、各分野でリーダーとなることができる女性が発掘・養成されることも必要ですから、民間団体との共催事業や、リーダー養成のための学習機会の提供など、積極的に推進していただ

きたいと思います。なお、県内のいくつかの市で見られる女性人材バンクの設置も検討に値します。

基本目標Ⅱ「みんなが主役になれる まえばし」に関わる施策について

4 女性が活躍する範囲の拡大

(9) 男女平等を阻む制度・慣行の見直し

男女共同参画の実現を妨げる要因の一つに、性別に基づく固定的な役割分担意識が指摘されています。市民の意識調査結果をみると、特に50歳代以上の男性では、こうした考え方に対して「賛成」とする者の割合が4割に達しています。このような意識が、職場や地域における制度や慣行の中で、女性の活躍する機会を妨げていないか見直していく必要があります。そのために、市は、市民・事業者に働きかけるとともに、市の行政の担い手である職員が男女共同参画についての確かな認識をもって日々の職務を進めることができるよう、職員研修を充実させる必要があります。

(10) 様々な分野への女性の参画の推進

市民に身近な地域活動や防災、観光、まちづくりなどをおして男女共同参画の基本的な考え方を周知するとともに、これまで不十分だった女性の参画を促進し、女性の能力を活用しての地域の諸課題の解決と活動の活性化を図る必要があります。その際、各種の活動に女性が参加すればそれでいいのではなく、活動の中で性別役割分業に陥らずに男女が活躍できるようになることを目指して、市は市民に働きかけることが必要です。

基本目標Ⅲ「多様なライフスタイルを実現できる まえばし」に関わる施策について

5 男女がいきいきと働ける環境の向上

(11) 職場における男女共同参画の推進

男女が働きやすい職場づくりをするためには、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等の周知や履行確保などの働きかけが必要です。男女共同参画に積極的に取り組んだ事業所に対する表彰制度の充実や、市の入札希望業者の男女共同参画に対する取組みを評価するなど男女共同参画を推進する事業所の動機づけを推進することが必要です。

また、市職員の採用・配置・昇任にあたっては、ジェンダーバイアスにとらわれることなく、職員の能力を引き出すことが適切です。

(12) 女性のチャレンジ支援

女性が能力と意欲に応じて幅広い職種で活躍できるよう、職業能力の向上を図るための再就職支援や女性起業家支援などの施策を推進することが必要です。女性労働者への差別がなかなかなくなる中で、このような支援をすることには大きな意味があります。

(13) 農業分野への男女共同参画の推進

農業の第6次産業化や法人化が進められる中で、農業に従事する女性の地位の向上や、第6次産業化の先進事例などの情報提供・起業化支援が必要です。農家の経営において女性は男性の陰に隠れがちですが、女性の働きが正当に評価されるよう家族経営協定の促進をさらに強化することが適切です。

6 安心して子育て・介護ができる暮らしの支援

(14) すべての子育て家庭に向けた子ども・子育て支援

家庭と仕事の両立は、安心して子育てできる環境づくりのためにいっそう重要になっています。保育サービスや放課後児童クラブについては、量の面での拡充とともに質の面でのいっそうの充実も必要です。そうでなければ「安心して」子育てをすることはできません。

現状の家事・育児の女性への偏重と、孤立した育児を解消する必要があります。特に男性が家事・育児をより主体的にできるよう、労働時間の見直しや育児休業に関する情報の提供を市民・事業者に向けて行い、環境整備の支援をすすめるとともに、男性向けのセミナーや講座などで、家事・育児の重要性を伝えることが必要です。男性向けのセミナーや講座を開く際には、開催日時や広報に工夫し、ひとりでも多くの方が参加できるようにする必要があります。

(15) すべての家庭に向けた介護支援

高齢者や障害者がより社会参加できるよう基盤をつくる必要があります。さらに、家族介護者に女性が多く、その負担が大きい現状を変えるために、介護は性別にかかわらず担い、社会全体で支える体制を作る必要があります。ここでも、量と質の両面での充実が必要です。

7 ゆとりある生活の推進

(16) ワーク・ライフ・バランスの推進

性別にかかわらず地域社会、家庭生活、仕事をバランスの良い状態で暮らせるように、ワーク・ライフ・バランスを普及・促進する必要があります。特に事業主や労働者に対して、男性の長時間労働の是正、育児・介護休業法の制度活用、仕事と家庭生活や地域活動の両立などを推し進めるよう促し、そのための環境を整える必要があります。ワーク・ライフ・バランスが男女共通の課題であるとの認識を広げること、事業主の具体的な行動を引き出すことが重視されるべきと考えます。

(17) 多様な活動への男女の参画推進

性別や年齢にかかわらず、地域の活動に参加できるよう、多忙な働き方や、家族の世話の重い負担など、支障となっている問題への対処や参加促進のための配慮ある体制づくりが必要です。